

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1-38	令和5年度第3回 墨田区図書館運営協議会		
開催日時	令和6年3月10日（日） 午前10時から12時まで			
開催場所	墨田区立ひきふね図書館5階会議室			
出席者数	<p>【委員】10名 日向 良和（会長）、今井 福司（副会長）、松塚 智加子、駒田るみ子、藤山 光子、齊藤 宮子、森脇 直之、大津山 浩美、小島 光洋、牧野 雄二</p> <p>【事務局】4名 ひきふね図書館長、ひきふね図書館次長、ひきふね図書館担当職員2名</p>			
会議の公開 （傍聴）	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	1人
	非公開(傍聴できない)			
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 墨田区電子書籍サービスの利用状況について 2 リクエスト等図書館サービスの課題への対応について 3 その他 			
配 付 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 電子書籍の統計について ・資料2 リクエスト等図書館サービスの課題への対応について 			
会 議 概 要	<p>議事1 ・墨田区電子書籍サービスの利用状況に関する質疑 (p.1-4)</p> <p>議事2 ・未所蔵資料のリクエストについて (p.4-6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書等の延滞について (p.6-7) ・雑誌最新号の貸出時期について (p.7-8) ・相互貸借資料の貸出について (p.8-9) ・ブックポストの設置について (p.9) <p>議事3 ・利用登録の電子申請について (p.10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員からの感想等 (p.10-13) 			
所 管 課	ひきふね図書館（電話：5655-2350）			

議事第 1

電子書籍の統計について

事務局 資料 1 「電子書籍の統計について」を説明

大津山委員 『ヴィヨンの妻』や『人間失格』が貸出の上位に来ているのは、学校の課題などで読んでくるように言われたのではないか。以前、子どもが高校で夏目漱石の『心』についての授業を受けた際に、教科書は一部の抜粋しかないが、必ず全編通して読んでくるように言われたことがあった。図書館で探したところ、同じことをされている方がいるのかすべて貸出しされていたが、青空文庫で誰でも読めるのであれば電子書籍サービスを利用すればよかったと思う。そうした利用の仕方もあるのだなと思った。

森脇委員 GIGA 端末は中学生までに配布されているということによいか。表に「90代以上」と出てくるのはなぜか。

事務局 統計上の年代を明らかにするために、学年がわかるように ID を付与しているが、学校の先生にも授業で使用できるように ID を付与している。それらの ID には年齢の情報がないため、「90代以上」に集約されてしまっている。

森脇委員 4-2 のところに、「高学年以降は個人スマホ」と書いてあるが、高学年になると GIGA 端末を使わずに、自分で図書館の登録をして電子書籍を利用するということか。

事務局 小学3年生など高学年にならない世代だと、自分で使えるデバイスが学校で与えられた端末しかなく、その端末にはアクセスの制限があるため、電子書籍を利用する割合が高くなる。一方、高学年になり、自身のスマートフォンなどを持つようになると、学校で与えられた端末を使う必要性が少なくなるので、こうした差異が生じているのではないかという分析である。

森脇委員 単純に小学3年生までは書籍に興味があるけど、小学5年生は興味がないとしか見えない。

事務局 GIGA 端末はかなり制約的な利用しかできないという前提がある。

森脇委員 それからいうと、分類のところで、GIGA ではない、一般利用で高学年が増えているということか。

日向会長 この表からはそういった細かいところはわからない。一般的に数字で見えるのは、小学校3年生が GIGA 端末での利用がピークであるということしかわからない。読書自体のピークというのは大体6年生なので、いきなり本に興味なくなるといえるのは考えにくいと思う。一方で、ゲームや動画などに興味を持つ子どももいると思うがそれはまた個別に聞くしかない。例えば、小学4年生になって初めてスマホを持った子に個別に聞くなどしなければ、理由はわからない。

小島委員 夏目漱石の『心』の話があったが、電子書籍で検索しても見つからなかった。他にもいくつか青空文庫で知っているものを入れてみたが見つからなかった。図書館ホームページの検索から「電子書籍」にチェックを入れても出てこない。検索の方法はどのようになっているか。

事務局 青空文庫については、電子書籍サービスのページに入れば検索できるが、図書館ホームページでは検索できない状態である。電子書籍として個別に購入しているものは、図書館ホームページでも紙と電子の両方が検索可能であるが、青空文庫について、同様の状態にするためには1冊あたり95円の追加料金を支払い、書誌情報を購入する必要がある。約8000タイトルあるため約80万円程度支払う必要があるが、現在墨田区立図書館は購入していないということである。

日向会長 図書館ホームページで見るデータは、図書館システムの中にある目録データで、電子書籍サービスのページで見るデータは、電子書籍サービスのウェブサイトにある目録データである。それらを統合しようとするすると手数料を取られるので、今は統合していないという形である。統合したほうがいいに決まっているが、そこはコストパフォーマンスとの相談になる。一度料金を支払えば両方で検索できるようになるので今後の予算との兼ね合いかと思う。

小島委員 図書館ホームページの検索画面に「電子書籍」のチェックボックスがあるので混乱を招く。

森脇委員 「電子書籍」のチェックボックスがあると誤解を招くので、その項目を無くすか、電子書籍サービスへのリンク先とともに「検索できる可能性があります」など付け加えておけばいいのではないか。

事務局 図書館の詳細検索画面には、現在もその他の注意書きを記載しているので、そこに追加する形で周知をすることは可能であるため、今後取り組んでいきたい。

牧野委員 学校で、電子図書館のようなサービスを契約していたり、今後、契約する予定や計画などはあるか。学校で区立図書館の電子書籍を利用していることも含め統計を確認しているところだが、これを考える際に学校としての取組状況がどうなのかも合わせて確認したほうが良いと考えての質問である。

日向会長 この協議会自体は区立図書館の運営に関するもので、学校図書館は学校の運営に関するものであるが、何かそういった情報はるか。

事務局 図書館としてはそのような情報は聞いていない。

駒田委員 中学校は10校あるが、そういった調査は行っていない。また、吾嬭第二中学校として計画はない。

松塚委員 小学校も特に聞いていない。

事務局 学校の授業ではやはり紙の資料を使っている現状がある。電子に関連することであれば、「ポケット図書館」といってその学校の図書館にどういう本があるのかを調べることができるシステムがあり、希望した数校が入れている。電子書籍を入れている学校は今のところなく、今後の予定や検討状況も聞いていない。

牧野委員 子どもの読書に関することで今後区立図書館に何ができるのかを考えるときに、先ほど紙の資料を利用しているという話もあったが、学校の状況がどうなのかは合わせて見ていくとよいと思う。

日向会長 システム料金などは各校で導入する場合、費用が個別にかかってくるので墨田区で1つ入れてみんな使ったほうが効率がよい。ただし、本を買うときに、

区立図書館だったら、自分の判断で購入できるが、もし学校で買いたい本がある場合、一度図書館側に要望を出して図書館側が予算を見ながら購入するという手続きを取らなければならない。そうしたお金の使い方について、例えば、今後連携して、区立図書館の予算の中に学校図書館で購入する電子書籍分のような枠を作ったり、もしくは緊密に月ごとに学校から買って欲しい本のリクエストを受付けたりという方法があると思う。

今後、学校図書館用の電子図書館サービスが出てきて、そちらは読み放題が最初から充実しているというようなことがあればいいが、今はないので、各校個別に導入するよりも区で電子書籍サービスを入れた方が効率的である。

牧野委員 例えば、ある自治体では広い意味での読書に関するサービスとして『Sagasokka! (さがそっか!)』という百科事典のサービスを学校で導入したという話を聞いたことがあり、そういった状況があれば知っておけるとよいと思う。

日向会長 そちらは、学校図書館を使った調べ学習になり、少し話が違ってくる。ただし、同じ教育委員会の中で、意見の交換会みたいなものがあるならば、そういう情報を共有していただけると、学校の方でも検討しやすくなると思う。

図書館の電子書籍サービスの来年度以降の予定や方針のようなものはあるか。

事務局 電子書籍サービスを6月から導入し、まだ1年経っていないので、少し様子を見たいと思い、来年度の予算は今年度と同じ額を計上している。ただし、データにも出ているように、GIGA 端末や、家庭の30～40代の方も絵本を利用しているということが結果としてあるので、少し絵本を増やそうということで、絵本の読み放題のパックを導入する予定である。そして、様子を見ていきながら次の年に繋げられればよいと考えている。

齊藤委員 以前にもお聞きしたが、電子書籍サービスが障害のある方にどれくらい浸透しているか、どれくらいPRされているか、その辺りの情報が知りたい。特に、聴覚障害を持つ方だと難しい本を読むのが大変ということで、絵本をよく利用されるということを手話通訳の方などからお聞きする。区報でのお知らせなどもされているので、障害のある方も利用できるということをもう少し力を入れてPRすると利用範囲も広がると思う。

日向会長 プライバシーとの関係で、利用登録をする時に、そういう情報をお聞きするのがまずい部分もある。統計としては、例えば、利用登録の時に障害の有無にチェックを入れるということをやっているならば、その人がどれだけ利用しているか見ることができると思うが、そういうことはしているか。

事務局 図書館の利用登録をするときに、いわゆるハンディキャップサービスとして利用を開始するという形での統計は以前からとっている。そういう方々がどれくらい電子書籍サービスを利用しているかということは、統計上、個人を特定しない形で、あくまで登録の種別という形で集計することは可能なはずである。今後、また区報等で周知する際に、障害者の方もこれだけ利用されているという形でお知らせすることはできると思う。

日向会長 読み上げのサービスなどもあるので、こういうふうに使えますよという部分も含めて、周知をするとよいと思う。ちょっと学習障害のある子どもでも電子であれば読めるという方もいるので、ぜひそんなPRに努めていただきたい。

議事第2

リクエスト等図書館サービスの課題への対応について

事務局 資料2のうち「1 未所蔵資料のリクエストについて」を説明

日向会長 図書館の示す今後の対応について改めて意見はあるか。

小島委員 リクエストをよく利用する利用者の立場として、ここにあるリクエストというのは買って欲しいというリクエストを想定しているように見える。例えば、入手困難な資料で、相互貸借でないと見られない資料に関しては、リクエストする理由としては、「図書館に所蔵されていないから」という理由でしかありえない。そう考えると、このリクエストというのを、新規購入のリクエストと相互貸借のリクエストに分けて議論しないと、話がかみ合わなくなってしまうと思う。資料を読ませていただいた限りでは、新規購入のリクエストというふうに読めるので一言申し上げさせていただいた。

日向会長 図書館としてはどちらで把握しているか。

事務局 今回の提案は、あくまで資料を購入するにあたって、リクエストが増えてしまって、図書館の立場から選んで購入することが制約されてしまうことへの危機感から端を発している。

新規購入のリクエストと、他の自治体から借りて欲しいというリクエストを、同列にして制約することがいかなものかという意見かと思うが、実際、今の墨田区の図書館システムでは、その判別が難しい。ただ、23区のある自治体では、それぞれ申し込むフォームが分かれているという事例もあるので、将来的な課題としてそれを受けとめることは可能かと思う。現状のシステムでは振り分けることができないことはご理解いただきたい。

小島委員 先日、リクエストをして当然に相互貸借になるかと思っていたら、購入での提供となったという経験をした。理由の記入を必須とするというところが、利用者としては、わざわざ入力しなければならないのかという点で気になった。

日向会長 例えば、「ぜひ買って欲しい」「読めればいい」「借りられればいい」とか、なにか選択した上で理由を聞くとか、「ぜひ買って欲しい」のときだけ書いてもらうとか。理由を必ず書くというところは少し気になった。逆に理由がなければ買ってくれないのかという話にもなってしまう。それはそれで、公共図書館としていかなものかとちょっと気にはなった。理由を必須とするとした場合に、あまり細くなぜと聞くと、それはちょっと過大になってしまう。単に読みただけというのもありだと思うので、そこはぜひ今後サービスとして組み込む時に考えてほしい。例えば、簡単に選択肢の中から選ぶだけにするとか、「その他」のところで思いの丈をぶつけてくださいみたいに、なんでこの本が欲しいのか任意

で書いてもらうとか、いくつかのやり方があると思うので検討していただきたい。

森脇委員 このリクエストに対して、返信はしているのか。

事務局 図書館ホームページからのリクエストの話になるが、基本的に購入するか、もしくは他から借りるとなった場合には、そのまま通常の予約と同様になる。断る場合は、リクエストされたことに関して提供不可という文言が出るのみで、個別に電話はしていない。

このホームページから未所蔵資料のリクエストを受付けるサービスを、2020年1月から始めて、多数の利用者から、いわゆるそのリアクションをもっとわかりやすくして欲しいという意見は受けている。断られたことは、ホームページ上で見ればわかるようになっているが、その理由はわからないため、不便であるとか電話をしてほしいという意見があった。今後はそういった理由も詳細に、いわゆるプッシュ型でわかるような形で、こちらが発信できるように図書館システムの会社とも話をしている、技術的には可能という返答をもらっている。ただし、それがいつ可能になるかは現状では、まだわからない。

森脇委員 今の話からすると、返信はしているということによいか。

事務局 あくまで図書館ホームページの利用者メニュー上で、それが受け付けられたか、受け付けられなかったかだけがわかるようになっている。

森脇委員 予算との関係があるので、購入ではなく、相互貸借可能なのであれば、相互貸借が可能であると返信してあげればいいのか。

事務局 リクエストされた資料を購入する、もしくは相互貸借できる場合は自動的にそれらの手続きに進んでいく。購入もせず、相互貸借もできない場合に提供不可となる。

小島委員 リクエストで提供できませんということが過去2件あったが、2件とも電話で連絡があった。1件は、いわゆる書籍でなくて、ある自治体が出している書籍として購入が難しいというもの、もう1点は相互貸借ができない、相手方の図書館で持ち出し禁止になっている資料で、そちらの図書館に行ってみてくださいということであった。

事務局 出版から3ヶ月以内のいわゆる新刊については、基本的に、借りることができなく、購入もしないという場合は特に連絡はしていない。出版から3ヶ月以上経ち、本来、他の自治体から借りられるのに、他の自治体が持っていないとか、もしくは特別な理由があって提供ができないというような事例に関しては、例外的に個別に連絡することがあり得る。

小島委員 返事がいかない場合というのは、基本的にパターンが決まっているということによいか。

事務局 購入ができないというケースが多い。まったく返事がいかないというわけではないことはご理解いただきたい。

小島委員 そうであれば、あらかじめお断りとして載せておけば済むのではないか。

日向会長 ぜひまたよい方法を考えていただきたい。件数を半分にして、これまでたくさん利用していた人からご意見がくるとか、先ほどのお断りの連絡の件も、例えば昨年1年で5千件以上リクエストが来ているが、1割お断りするだけでもそれなりの数になるので、そういったことも含めて、件数を制限する際には説明を丁寧にしていった方がよいと思う。

この「1 未所蔵資料のリクエストについて」の今後の対応として、具体的な細かい点は図書館で考えたり、予算化していただいたりしていくとして、これはやめた方がいいということがなければ、図書館の示した大筋の方針は認めることとする。

事務局 資料2のうち「2 図書等の延滞について」を説明

藤山委員 うっかりして返し忘れる人もいると思うが、返却することで制限が解除されるということではいいか。また、以前、自身が返却を忘れていたら、期限が過ぎていたというメールが届いたことがある。それは全員に出しているのか。

事務局 延滞資料を返却すれば制限は解除される。現在、返却期限日から7日が経過した、メールアドレスが登録されている利用者全員へ、火曜日と金曜日にメールで初回の督促のお知らせをしている。今回貸出・予約の制限開始を早めるうえでは、メールの発信も早める必要があると考えている。

小島委員 1日でも延滞したら新規の貸出・予約はできなくなるかと思っていた。

事務局 実際、延滞が30日を経過するまでデメリットがないことを見越して、返却しないという人も見受けられるので、ルールを守って利用されている方が、不利益を被るといえることがないようにしなければならないということから今回提案させていただいている。

小島委員 これまでも1日でも延滞したら新規の貸出・予約はできなくなるかと思っていたので、10日間でも緩く感じる。

日向会長 前回会議でも、事情があって2～3日遅れてしまう人はたくさんいるだろうという話をした。やはり、図書館もしくはブックポストまでいかなければならないので、例えば、介助の必要な方が介助の予約の都合がつかないなど、外出が難しい方もいらっしゃるのであまり厳しくしすぎてもどうかということも踏まえて、10日間で認めるという形でどうか。今後実際に10日間で運用してみて、どうしても延滞が増えていくようであればより厳しくしていかざるを得ないが、気が付いたときにぜひ返してほしいというところで、猶予を短くしてみましようというのが前回の会議での意見であった。

小島委員 できなくなるのは、新規の貸出と予約なので、図書館に行かなくてはならないのではないかと。

日向会長 利用者が図書館に本を借りに来た際に返却を忘れていて、「今日は借りられないので帰ってください。」となると、それはそれで揉め事になってしまう可能性もあるという話である。前回会議で、2週間に1回しか外出できないという方もいるというような話をしたうえで、30日間は長すぎるという話になった。

小島委員 了解した。

日向会長 この運用はいつから始める予定か。いきなり変更すると問題になると思うので、開始の時期と周知期間について、ある程度余裕を見て行ったほうが良いのではないか。

事務局 貸出停止については、利用者を制約することであり、変更手続きに教育委員会での議決が必要となる図書館条例施行規則で定められている。
変更する場合は、すぐに動いても数か月はかかるため、今回こういったご意見もいただいたので、事前の周知をホームページやチラシ等で行ったうえで実際に実施していきたい。

森脇委員 メールがない人に対してはどのようにしているのか。

事務局 返却期限日から2週間～1か月後に電話連絡を行っている。電話連絡についても、変更に合わせて早める必要が出てくると考えている。

※会議内で「延滞した翌日～1週間で電話連絡」とお伝えしたが、それは相互貸借資料など一部資料のみ。

日向会長 昔、私の大学ではハガキを出していた。

事務局 現在も電話連絡がつかない場合や、半年以上の長期未返却者にはハガキを出している。ハガキによる督促も費用がかかる。今だとメール登録をしていなくても、携帯電話番号宛に送ることのできる、いわゆるショートメールを使っている自治体もあるので、今後そういったことができるようになればメールアドレスがなくてもお知らせができるかもしれない。ただし、固定電話のみ登録している方は引き続き対応が必要となる。

日向会長 先ほども話したが、図書館に行って初めて貸出ができないとわかるということもありえる。以前、私も電話督促をやっていたが、対象者が30人いると1時間ずっと電話をかけていたりするというようなことになる。また、相手からのクレームなどもあるかもしれない。そういったコストのかかることでもあるので引き続き検討いただきたい。

今後、教育委員会での議論などで、また修正はあるかもしれないが、30日より短くするという全体的な方針については、委員の皆様も了承していただいたということではどうか。異論がなければ、最終的な議論は教育委員会等にお任せしたい。

事務局 資料2のうち「3 雑誌最新号の貸出時期について」を説明

牧野委員 例えば、週刊や隔週刊の雑誌が休刊や受入中止となった場合はどうなるか。

事務局 ご指摘いただいたような場合は、ずっと最新号のまま借りられないということが生じてしまう。他自治体でも、このような運用をしているところに聞くと、判明した時点で貸出を開始するところや、今回提案させていただいているように、隔月や季刊などは受入日の翌月同日に貸出開始するところがある。墨田区立図書館としては、不定期刊行や休刊になったものについては、隔月や季刊と同様に翌月以降貸出ができるよう対応していきたい。

日向会長 書店で販売されている雑誌は書店で買ってほしいというのが基本的なポイントである。なぜ次の号が出たら貸し出すのかというと、雑誌は前の号を買うことが難しいので、買えないものとして考えるからである。細かいところは検討していただくが、こういう方針で行くということではどうか。異論がなければ次に進む。

事務局 資料2のうち「4 相互貸借資料の貸出について」を説明

小島委員 私は相互貸借がなければ大変というくらい利用していて、墨田区立図書館には感謝している。墨田区立図書館は都内の図書館ということで、都立図書館も含めて非常にカバーできる範囲が広く充実している。まずそのことを周知し、だからこそ共有の財産なのだということを強調してお知らせしていただくとよいのではないか。

もう一つお願いごととして、資料につける相互貸借用のブックカバーが、右から左にめくる図書用しかないのでは両方あるとよい。

日向会長 カバーの件は、コストのかかることだが、ご検討いただきたい。

全体の対応としては、1回だけは注意するが、再び繰り返した場合は、基本的に館内閲覧にする。それを、例えば半年や1年など、期間を定めて行うという話である。これも館内での利用規則が変わるという話なので、一定期間周知を行ってからでないとトラブルになるかもしれない。利用される方に、申し込み時点でご注意申し上げたほうがよいかもしれない。

また、館内コピーであるとか、どうやってその内容を利用者が複写するのかというところを検討していただくとよい。他の自治体では、スキャナーをコピー機代わりに置いていて、USBに取り込めるようにしてあるところもある。利用者のスマートフォンでやるよりは図書館側で、スキャナーでやった方が数のカウントがしやすい。ただし、渡したデータの取り扱いには注意をしておく必要がある。

小島委員 著作権法上のスキャナーの利用というのはどういうふうになっているのかお聞きしたい。

日向会長 紙か、デジタルでスキャンするかは関係なく、図書館の場合には31条で複製が認められているのみで、その方法について限定はない。例えば、スキャナーでスキャンしてそのデータを受け取る場合と、紙でコピーして紙を受け取るのは同じ行為ということになる。個人のスマートフォンで撮影する場合には、30条になり、この場合スマートフォンが複製の機械になり、個人的な利用の範囲の中でデータを取り込むという形になる。

図書館には紙のコピー機だけしか置いていないと思うので、館外貸出であれば自由にできるところを、申請書を書いたり、コピー代が少し高くなったりという不利益が生じる可能性があるのでは、スマートフォンで取りたいという方は出てくるのではないかと思う。

事務局 大阪の図書館などは、他の方の迷惑にならないように専用のエリアを設けて、スマートフォンでの複写を認めていたりする。墨田区では専用エリアを設けるこ

とは難しい。

小島委員 厳しい図書館だと、あらかじめ紙に書いて申請して、ページ数を指定してコピーするというところもある。

日向会長 原則は事前申請、図書館員がコピーを行う。館内閲覧のみとなると、利用者側としては、コピーを自身で自由にできなくなるというところは注意していただきたい。

相互貸借の本を返さない、汚破損する利用者が反省をしているかどうか、そこがないと何回でも繰り返してしまう。館内閲覧のみにすれば、返さないということはないが、例えば、折り目をつけてしまうとか、書込みをしてしまうなどがあり得る。館内閲覧でもそういうことをしてしまう人もたまにいらっしゃるの、最終的に相互貸借の資料について、貸出停止にするということは個別に判断していくしかない。今回は利用停止になることはないが、もし、繰り返される方が出てきた場合は、利用停止も含めて考えないといけない。そうしなければ、墨田区全体がそのときの相互貸借の相手方のみではなく、全国の図書館から貸出できないと言われてしまうこともあり得る。

これらのことについても、全体的な方針としては、認めるということによいか。異論がなければ次に進む。

事務局 資料2のうち「5 ブックポストの設置」を説明

日向会長 ブックポストが錦糸町駅前に一つ増えるということで、いろいろな場所で返せるようにしてほしいという全体的な要望を受け入れていただいた。これはぜひ継続して取り組んでいただきたい。

駒田委員 雨は大丈夫なのか。

事務局 旧寺島図書館跡（現在は障害者福祉施設「喜樂里すみだ工房」）のブックポストも外にあるが、濡れて返されるものはほぼない。ただし、集配する業者は、少し離れた場所に車を置かざるを得ないので、大変かもしれない。濡れないように回収してもらう工夫はこちらでしなければならぬと考えている。

日向会長 毎日集配しているか。

事務局 年末年始を除いて、委託業者が毎日1回集配している。

日向会長 取組みとしては非常に良いと思う。本当に場所を決めるのが難しく、外国の方が多いと別なものを入れられたりする。また、ポストの隣に置くと、間違っ
てハガキが入るという可能性もある。前回、八王子の郵便局の中にブックポストがあるという話をしたが、どうしても郵便物を入れる方がいる。注意書きを書いても入れてしまう。

今後も利用状況など様子を見ていただいて、またご報告いただきたい。近くであればいいのはわかるが、先ほどの話のとおり集配の手間、壊されるといったリスクが今後あり得る。そういうところを見ながら今後も図書館として努力、検討いただけるとよい。

議事第3

その他

事務局 今後のことについて、1点お伝えする。現在、図書館の利用カードを作るには、必ずどこかの図書館、図書室に行って手続きをしなければならない。図書館として電子書籍を導入したこともあり、さらに利用を普及させていきたいという思いがあり、利用登録の電子申請について考えている。初めて利用登録の手続きをする方に、証明書を添付していただき、必要事項を入力して図書館に送ってもらい、確認が取れたらIDをメールで送付する。

墨田区では、現在「来させない、書かせない、待たせない」ということで、各部署がいろいろと考えている中で、そのような取り組みを検討している。具体的には、6月頃から始めたいと考えている。なぜ6月かというと、周知期間が必要なことと、令和6年度予算確定後に、新たに電子書籍を購入し、借りていただきたいと考えているためである。

森脇委員 既存の利用者は登録ができないのか。

事務局 既存の方はすでにスマートフォンなどでもバーコードを表示することができる。

森脇委員 何かカードに代わるアプリみたいなものができるわけではないということか。

事務局 そのとおりである。

森脇委員 申し込みの際に個人情報や免許証などの身分証を添付すると思うが、その扱いはどうなるのか。

事務局 確認が取れた段階で破棄する。そのあたりの文言も案内に入れていきたい。やはり、個人情報なので保管するということは考えていない。

また、図書館の利用カードなので、求めるものもそこまで厳密ではなく、在住、在学、在勤の方が対象ということもあり、場合によっては社員証や公共料金の領収書などでも登録ができる。

牧野委員 利用登録の電子申請は、電子書籍だけでなく、紙の資料の貸出も可能になるものか。

事務局 可能である。

小島委員 図書館ホームページを見ている中で、図書館内で視聴覚資料を視聴できる場所というものが見当たらなかったが、ないということによいか。

事務局 他自治体では、視聴できる機器やエリアがあったりするが、墨田区においては現在ない。

小島委員 一部の映像媒体では、図書館の中だけで見ることが許可されているものもあるので、これから整備していくということも考えていただきたい。

事務局 今回で令和5年度の協議会が最後となるため、委員の皆様から一言ずつ、参加してどうだったかというところのお声をいただきたい。

大津山委員 電子書籍の統計を見させていただいて、意外とGIGA端末での活用がさ

れているのだと思った。読み聞かせボランティアの立場から、それを読み聞かせでどのように活用したらよいか考えてみた。読み聞かせは5分程度で行うため、長いものを読むと最後まで読み切れない場合もある。そうした場合に、「興味がある人は図書室にあるから読んでみて」と言ったりするが、貸出中でその本がない場合もある。そういうときにタブレットを使って図書館の電子書籍を、探すということができると思った。

他には、忙しくてなかなか読み聞かせに参加できない方でも、電子書籍であれば、図書館に行くことなく絵本の準備ができ、当日の5分だけで読み聞かせをすることができる。

今日はいろいろと電子書籍が活用されているということをしごく感じた。

森脇委員 ひきふね図書館パートナーズとして、2期4年参加させていただいて、パートナーズだけやっていたらわからなかった図書館の事情などもいろいろと知ることができてとても勉強になった。

齊藤委員 以前から要望していた、子どもとしょしつに「りんごの棚」を作ってほしいということが実現したことがよかった。これから学習障害のお子さんなど、区長も「誰一人残さない」ということを言われている。特に電子書籍はすごく有効だと思うので、そちらの方も図書館として色々と対応を続けていただきたい。

藤山委員 ひきふね図書館は、他の図書館と違って、子どもとしょしつが離れているので、親が大人の本を見ながら、子どもを見るということができない。大人用の子育てに役立つ本棚というのはあるが、大人が楽しめる絵本なども結構出ているので、そういった棚もあるとよい。本協議会では、とても広く、深く勉強させていただいた。

小島委員 4年間委員をさせていただき、図書館の皆様には 右に左に動いていただいた。それを紹介すると、まず、作家の渡辺淳一と墨田区の関わりについて、あまり知られていなかったということで、渡辺淳一を地域ゆかりの作家にしてほしいということをお願いさせていただいた。渡辺淳一にとって、墨田区というのは、彼が医者から作家になるエポックメイキングな節目にいた場所である。直木賞を取った『光と影』という作品や、日本の女医1号とされている荻野吟子の生涯を書いた『花埋み』も墨田区で書いている。

もう1つは、墨田区立図書館に所蔵されている資料を調べることによって、荻野吟子が晩年不遇だったという俗説が誤りであるという事実を見つけ出した。なぜそのような俗説が生まれたのかはよくわからないが、それを学会にも発表させていただいて、熊谷市にある荻野吟子記念館との繋がりを作らせていただいた。

3つ目は、東京帝国大学柳島セツルメントという施設が、関東大震災後にできて、ちょうど今年で100年になる。東京帝国大学セツルメントは、日本の医療、それから日本の保育にとってエポックメイキングで、地域医療の発祥、現在の保育学会の前身がその柳島セツルメントで生まれた。つまり、地域医療と保育学が、本所で100年前に生まれたということである。今、関係の学会を中心に広報している。

そのために地域資料の整理をだいぶお願いして、保育関係の書物を地域資料の方に移していただいたということがあった。公募委員の応募の時に書いた、子どもが世界を広げる、そのために言葉を覚えるための場という図書館の機能についての活動を、これからも続けていきたい。得られた情報は、図書館の方々に共有したいと考えている。

牧野委員 4年間委員をさせていただき、会議の中で変なことを言って、図書館の方や他の委員を困らせてしまったこともあったかもしれない。個人的にはとても貴重な経験をさせていただいたと思っている。発言したことが少しでも役に立っていたのであれば幸いである。

松塚委員 皆さんそれぞれお立場が違う方々のご意見をお伺いできて、とても勉強になった。これまで緑図書館に何回かしか行ったことがなかったが、今回曳舟小学校に異動になり、授業でも図書館を活用させていただいているので、また次年度はもっと活用させていただきたいと思っている。

電子書籍サービスが始まって、子どもたちも朝読書だとか、家庭でも時間を見つけて隙間時間などを活用して利用しているようなので、ぜひまた見られるものを増やしていただけるとよい。それと同時に、今度は学校図書館をどういうふうに運営していこうか、来年度以降どうしようかというところも考えている。また、読み聞かせなどでもお世話になっているので、引き続き皆さんのお力を借りしつつ、学校運営にあたりたい。

駒田委員 大変お世話になり、勉強させていただいた。今回参加が難しい部分があったが、最後ということで参加させていただいてよかったと思っている。感謝したいことがたくさんあるが、本日3月10日ということで、1つ直近でお世話になったことをお伝えしたい。私は墨田区出身の半藤一利さんのことを、ひきふね図書館の方から教えていただいた。半藤さんは絵本を書いている、それが東京大空襲の時の自身の体験を書いている『焼けあとのちかい』という絵本で、その本を紹介していただいたことがひとつ。あと、緑図書館の元職員の方を紹介させていただいて、区立中学校研究会の講師としてお招きし、墨田区の文学などについて勉強させていただいた。そして、半藤さんを入口として、漱石、鷗外、太宰というように繋がってくる文学講座を卒業していく3年生にさせていただく機会も得た。そういうふうに、自分の知識だけでは企画できなかつたことも、公立図書館と学校図書館が日頃から連携をとっているのでできているのだなと思う。今後ともよろしくお願ひしたい。

今井副会長 普段、学校図書館のことを専門としている人間としては、どうやって子どもたちに本を読んでもらおうかということのを常に考えているのだが、今期委員を担当させていただいたところでは、電子図書館の青い鳥文庫の読み放題を導入してみたら、学校の子どもたちに多く読まれたということが非常に印象的であった。やはり、すぐ手に取って触れられる環境を作ってあげること、それによって、こちらから働きかけなくても読んでくれる場合があるということを改めて認識した。

その点、ひきふね図書館は、私も家族を連れてきたこともあるけれども、やはり

本がたくさんあって、触れられる場所というのをご用意いただいている。ひきふね図書館含め墨田区はうまくいっていると思うので、今後これがうまくいく続けるためにはどうしたらいいかということを考えられればと思っている。

日向会長 今期から会長という形で参加させていただき、非常にいろんな意見が出て、今回もそうだが、少しずつ図書館がいい形に変わっていった部分もあった。皆様のご協力があったることなので本当に感謝申し上げたい。また、私も墨田区との繋がりが長くなって、色々と私の方から今度大学での授業などにフィードバックするなど、ぜひこの経験を活かしていきたい。

事務局 皆様の意見1つ1つを心に止めて、また来年度頑張っていきたい。今後も陰ながら応援していただければありがたい。

日向会長 以上で、令和5年度第3回墨田区図書館運営協議会を閉会する。